大阪市福祉局障がい者施策部 運営指導課長

## 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について(通知)

平素より本市障がい福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記加算につきましては、各年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の 末日までに実績報告書の提出をしていただく必要があります。

つきましては、次により処遇改善実績報告書の提出をしていただくようお知らせします。

記

1. 届出方法 送付による届出

2. 届出期限

## 令和6年7月31日(水)【当日消印有効】

- 3. 届出書類
  - (1) 全事業者共通
  - ①実績報告連絡票(令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等用)
  - ②障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 (別紙様式3-1、3-2)
  - ③返信用定型封筒(返信に必要な金額の切手を貼付したもの)及び控用の「別紙様式3-1」の1枚目の写し(収受印の返送を希望される場合、同封してください。)
  - (2) その他(該当する場合のみ)
  - ①職員分類の変更特例に係る実績報告(別紙様式3-3)
- 4. 送付先

₹541-0055

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号船場センタービル7号館3階 大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課指定担当(処遇改善実績報告書)

- 5. その他
- (1) 各種様式

各種様式については、本市ホームページからダウンロードできます。

大阪市トップページ⇒産業・ビジネス⇒障がい福祉サービス等⇒お知らせ⇒事業者の皆様へ⇒福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000604159.html

- (2) よくあるQA
- Q1. 令和5年度に利用者がおらず、実績がありません。
- A1. 実績がなくても、3. (1) ①②の書類提出が必要です。
- Q2. 令和5年度中に当該事業を廃止しています。
- A 2. 廃止していても、3. (1) ①②の書類提出が必要です。
- Q3. 実績報告書に計上する加算総額及び賃金改善所要額の期間はいつの分ですか。
- A3. 加算総額は、令和5年4月サービス提供分(年度途中から算定の場合は算定開始月) から、令和6年3月サービス提供分です。賃金改善所要額は、令和5年度処遇改善計画書 に記載した賃金改善実施期間の額です。
- Q4. 管理者が生活支援員を兼務している場合は、処遇改善加算の対象となりますか。
- A4. 常勤換算上、勤務時間の算入が認められる場合は、対象として差し支えありません。
- Q5. 年度末に一時金で処遇改善を行う場合、支給日に退職している職員に支払いをしない といけませんか。
- A 5. 事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の福祉・介護職員を対象としないことは可能です。
- ※「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (VOL.2) 」問8参照
- Q6. 派遣職員も処遇改善加算の対象となりますか。
- A 6. 福祉・介護職員であれば対象です。
- ※「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (VOL.2) 」問25参照

【お問い合わせ先】

障がい者施策部運営指導課

指定担当

電話: 06-6241-6520 FAX: 06-6241-6608